香川県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第7号

香川県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第18号。以下「条例」という。)第8条第3号、第10条及び第11条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

- 第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認(期間延長)申請書(別記様式)により、配偶者同行休業を始めようとする日の1 月前までに行うものとする。
- 2 企業長は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第4条 条例第8条第3号の規則で定める事由は、配偶者同行休業をしている職員が香川県広域水道企業団職員就業規則(平成30年香川県広域水 道企業団企業管理規程第3号)第16条第1項第6号又は第7号に掲げる場合における休暇を取得することとなったこととする。

(届出)

- 第5条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を企業長に届け出なければならない。
 - (1) 配偶者が死亡した場合
 - (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
 - (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
 - (4) 条例第8条第1号に掲げる事由又は前条に規定する事由に該当することとなった場合

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第6条 条例第10条の規定による号給の調整は、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(香川県広域水道企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第5号)第20条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第7条 配偶者同行休業をした職員についての退職手当に関する特例は、別に定める。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、企業長が定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

配偶者同行休業承認(期間延長)申請書

殿					年	月	目
					課長	等印	
			月耳	所 属 職・氏名			
次のとおり配偶者同行休業の承期間の延長を申請します。							
1 申請の区分	□配偶者同行休美 □期 間 の 延 長	美(2、 美(2、	3及び4k 3及び5k	こ記入) こ記入)	(□再度	の延長	(
2 申請に係る配偶者	氏 名						
	職業						
	申請時の所属 先 の 名 称 (所 在 地)	()
	外国滞在事由(期間の再度の延 長の場合におけ る特別の事情)						
		()
	外国滞在中の 所属先の名称 (所 在 地)	()
	外国滞在事由 の継続する期 間		年 月	日から	年	月	日まで
3 職員及び配 偶者の外国滞 在中の住所(居所)							
4 申請期間	年	月	目から		年 月	E	まで
5 延長の期間 : 既に配偶者同 : 行休業をして : いる期間	年 年 (うち、期間の の期間 年	月 月 写度の延 月	日から 日から E長の場合い 日まで)	 	年 月 年 月 当初の配	 E	lまで lまで 引行休業
6 備 考							

- 注
 - 2
- 該当する□には、レ印を記入すること。 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他企業長が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。 こと。 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。